

平成21年第1回
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成21年3月18日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	姥	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小園	江	一	三	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	渡 邊 千 明 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	塩 田 満 夫 君
総 務 部 長	深 澤 悌 二 君
市 民 生 活 部 長	打 越 正 男 君
福 祉 部 長	岡 野 正 三 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 次 長	植 木 敏 夫 君
会 計 管 理 者	仲 村 新 一 郎 君
笠 間 支 所 長	光 又 千 尋 君
岩 間 支 所 長	横 田 文 夫 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	高 野 幸 洋
次 長 補 佐	柴 山 昭
主 査	高 野 一
主 幹	川 野 輪 良 子
事 務 補	篠 崎 三 枝 子

議 事 日 程 第 5 号

平 成 2 1 年 3 月 1 8 日 (水 曜 日)

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は27名であります。本日の欠席議員は、8番西山 猛君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、26番常井好美君、27番海老澤勝男君を指名いたします。

一般質問

議長（市村博之君） 日程第2、一般質問を続けます。

最初に、4番野口 圓君の発言を許可いたします。

4番野口 圓君。

4番（野口 圓君） 4番野口 圓でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、デマンド交通の問題ですが、市民から非常に好評をいただいておりますデマンド

交通システムですが、この1年間の毎月の利用者の推移がどのようなものであるか、お伺いしたいと思います。

次に、待ち合わせ時間の問題については、何らかの改善策がとられたかどうか、お伺いします。

2点目としまして、国の2次補正予算、そして21年度予算と笠間市の予算について、大きな話題であります定額給付金のことですが、担当課はどこでやるのでしょうか。また、笠間支所、岩間支所での対応はどうなっているのか。笠間市の給付対象者数とその金額はどれほどになるのでしょうか。実施のスケジュールを明確にさせていただきたいと思います。

その給付に合わせて、地域振興のため各市で地域振興券など、1万2,000円で1万5,000円ぐらいの買物ができるような地域振興券の取り組みがかなり多くの都市で行われておりますが、笠間市ではどのようにお考えでしょうか。

2項目め、子育て応援特別手当について、これの担当課はどこになるのか。また、第2子以降、2002年4月2日から2005年4月1日生まれの対象者でありますけれども、笠間市では何名になるのか。1人3万6,000円なんですけど、総額として幾らになるか。この広報活動はどのように行っているか。一般の「広報かさま」とかそういうものではなくて、具体的な各幼稚園とか保育所とか、そういう対象者がいるような家庭に向けての広報活動をお聞きしたい。それから、実施の支給のスケジュールはどうなっているか。これは定額給付金とダブった形になりますけれども、申請書の送付とか給付をどういうふうに行うのか、お答えいただきたいと思います。

3項目めのふるさと雇用再生交付金について、県の条例が制定されましたので、笠間市の配分はいかほどになるのか、教えていただきたいと思います。非常に幅広い交付金の使い道が考えられると思いますが、笠間市ではどのように使うのかお伺いしたい。

それから、4項目めの緊急雇用創出事業交付金について、これはどのような性格の交付金なのか、また担当課はどこか。ハローワークや県との連携はどのようにとっているか。笠間市にいかほどの交付金があるのか。この字のとおりであれば、雇用として何人ぐらいの雇用を見込んでいるのか。また、笠間の特性を生かした活用法はどのように考えられていらっしゃるか。

それから、5項目めの安心子ども基金について、これの担当課は、また同じようにどこでしょう。それから、笠間市への配分額とその配分時期、それから想定される取り組みはどのようなものがあるかお聞きしたい。

それから、6項目め、妊婦健診臨時特例交付金について、笠間市では今まで妊産婦の3回までの無料の健診を行っていましたが、昨年5回まで無料にさせていただきまして、今回、国の方で立ち上げて14回まで無料になるというのが出ていますけれども、各地方自治体でどうも対応はまちまちのようでございます。笠間市では14回まで無料になるのかどうか、そしていつから施行されるのか。

それから、7項目めの介護従事者処遇改善臨時交付金について、本来の趣旨でいけば、一つには介護従事者に対する手当を今まで2回ぐらいダウンさせてきたのが、ここへ来て3%アップするというので、従事者の手当が実際3%アップに本当になるのかどうか。また、介護保険料との兼ね合いで、保険料のアップにつながらないかどうかというところをお伺いしたい。

それから、8項目めは、中小企業支援策が非常に幅広く、そして厚く設けられておりますけれども、笠間市での具体的な取り組みをお伺いしたいと思います。

それから、9項目めとして、環境と農業というものに非常に光が当たってまいりました。笠間でも21年度は、この農業に特化して予算を配分するというお話も伺っております。この「緑の社会への構造改革」について、市の取り組み、具体策をお伺いしたい。

大きな3点目は、地方分権について、地方分権というのは、分権推進法が成立してから14年たっております。平成12年4月には地方分権一括法が成立して、その後三位一体改革が3年間展開され、平成19年の4月には地方分権改革推進法が施行され、推進本部が設置されまして、このように述べてくると、非常に進んで大きく前進したように見えますけれども、現実には非常にもやの中で、官僚の壁が厚く、また族議員の反対があり、現実的な税財源が地方に来ておりません。

こんな中で、山口市長は非常に頑張っておられるというふうには思っておりますが、この分権の実態がどのように市長に見えておられるのかお伺いしたい。そして、自主・自立のまちづくりに必要なものは何か、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、よろしく申し上げます。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 野口議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、分権の件についてでございますが、地方分権は地方自治を行う上で前提となるもので、小泉政権のもと、政府の経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003、いわゆる骨太の方針第3弾の中で、行政サービスの権限を住民に近い場に移し、地方自治を強化し、確立するための土台になるものと位置づけております。

三位一体の改革については、平成13年6月14日の地方分権推進委員会の最終報告において、地方の歳出規模と地方税収の乖離を縮小して住民の受益と負担を明確にするために地方税財源を充実させる。これを国から地方への財源移譲によって行う。その際には国庫補助負担金や地方交付税を削減するなどして、歳入中立を原則とするべきとされております。いわゆる税源移譲、地方交付税の削減、国庫補助負担金の削減を三つ同時に進める、いわゆる三位一体の改革という手段を行うことによって、地方分権の目的を達成しようということであったわけでございます。

ただ、結果的には、これらの目標どおりにいかなかった部分がございます。特に税源移

譲については、国の交付税の削減、負担金の削減まで移譲が進まなかったというような現況がございまして、やはり地方にとっては、この税源の移譲ということが今もって課題になっていると私は思っております。

今後、この春以降に第3次の勧告が地方分権推進委員会で予定されております。平成21年度内に分権推進計画を確定いたしまして、決定し、新分権一括法を国会に提出することとしておりまして、実際大きく地方分権が動き出すのは、それ以降、平成22年度以降になるのではないかなと思っております。

いずれにせよ、我々自治体を預かる者にとっては、税源と一緒に権限を移譲してもらいたいという気持ちは強く持っております。

それと、自主・自立のまちづくりに必要なものは何かということでございますが、今の答弁とダブるところがありますけれども、自主・自立のまちづくりに必要なものは、一つには、国の権限の移譲でございます。それに伴う市の権限の拡大、二つ目には、やはり税源の移譲等による財源の確保、三つ目には、これらを活用するための市の行政能力の向上、これは市長のリーダーシップを含めて、この3点が私は必要であると考えております。

以上です。

議長（市村博之君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 4番野口議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、初めに、デマンド交通の関係についてお答え申し上げます。

この1年間の利用状況につきましては、運行開始後1年間で延べ3万2,294人の方にご利用いただき、利用登録者数は5,749人となっております。1年間の利用者数の推移を見ますと、1日当たりの利用者数の平均では、4月が90人、6月が124人、8月が154人、10月が158人、12月が166人、最近では2月が179人と、引き続き増加傾向にございます。1日当たりの最大の利用者数は237人となっております。

次に、待ち合わせの問題について、その改善策はとのご質問でございますが、待ち合わせ時間につきましては、デマンドタクシーの性格上、予約の状況に応じ乗り合いになるため、その都度お待たせする時間が変わってしまうものでございますけれども、乗り継ぎ時の待ち合わせの時間については、その短縮が課題となっているところでございます。予約時の案内の徹底の努めでございますが、さきにお答えしたとおり、現行の運行エリアや車両数ではやむを得ないというところがあるため、検討を続けておりますけれども、車両数の増加につきましては、経費の増大といった課題もあることから難しい状況にございます。

運行開始後1年を経過し、利用者の皆様からはさまざまなご意見が寄せられておりますが、乗り継ぎの待ち時間の短縮も含めて、利用者の利便性を向上させるため、交通事業者など関係機関との協議調整を行いながら、運行エリアの再編に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、定額給付金についてのご質問でございますが、定額給付金の担当課は企画政策課が担当してございます。関係各課によりますプロジェクトチームを結成して取り組んでいるところでございます。

また、支所についても同じような対応をしていくということで、実はきのう既に各世帯あてに申請書を発送したところでございますが、きょうから受け付けを開始してございます。本庁、それから両支所とも、受け付けを本日からスタートさせるということで対応してございます。

次に、笠間市の給付対象者数でございますが、1月末現在で外国人登録者620人を含めまして8万1,602人となります。給付金額は12億3,936万円を見込んでいるところでございます。

それから、給付開始日でございますが、金融機関での口座確認に約2週間を要しますので、申請を受けてから3週間から1カ月の間はお待ちいただくこととなりますが、笠間市では、初回の振込を4月上旬を目指して取り組んでいるところでございます。

なお、原則としまして支給方法は金融機関への口座振込となりますが、口座をお持ちにならない方など口座振込が困難になる方には、5月末以降に本所、支所の3カ所で現金を支給していく予定でございます。

最後に、地域振興への取り組みでございますが、3商工会におきまして、それぞれ独自の取り組みを検討していると聞いてございます。

次に、ふるさと雇用再生交付金につきましてでございますが、既にお答えしておりますけれども、改めてお答え申し上げます。

まず、担当課につきましては、取りまとめを企画政策課で行っておりますが、事業実施は、事業内容に応じましてそれぞれの担当課で行うことにしております。

県の条例制定の動きでございますけれども、基金設置条例を制定する準備を進めているというふう聞いてございます。市の実施事業は、県の事業補助金実施要綱により行われる見込みでございます。本市への内示額は、平成21年度から23年度までの3カ年で6,129万5,000円が示されております。

取り組み内容といたしましては、地域における継続的な雇用機会の創出を図るという事業の趣旨を達成するため、英語指導助手派遣事業の増員や菊栽培技術を伝承する事業、また市の主要特産物である果樹の生産性や品質を高めるための支援事業などを計画しているところでございます。

次に、緊急雇用創出事業につきましても、担当課は企画政策課で同じでございます。本市への内示額は、3カ年で2,814万9,000円でございます。緊急雇用創出事業での雇用者数は、現時点で20人程度を見込んでいるところでございます。

取り組み内容でございますが、離職を余儀なくされた非正規労働者の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出、提供するという事業目的のため、固定資産

情報の整理や身体障害者台帳の整備、観光施設等整備事業などを計画しております。

なお、求人に当たりまして、ハローワークへの登録など広く周知を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 4番野口議員のご質問にお答えいたします。

子育て応援特別手当の担当課につきましては、子ども福祉課となります。また、対象者数につきましては、平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた第2子以降の子どもさんが対象となりますので、本市においては1,130人を見込んでおります。

支給金額につきましては、1人当たり3万6,000円となっておりますので、総額で4,068万円を見込んでおり、所得制限につきましては設定しておりません。

広報につきましては、定額給付金とあわせまして、3月号の市報や市のホームページで周知しております。また、幼稚園、保育所等の関係機関にも、ポスター等をつくりまして周知しているところでございます。

次に、支給のスケジュールにつきましては、定額給付金と同様のスケジュールとなっております。該当者には、子育て応援特別手当の申請書を定額給付金の申請書に同封いたしまして3月17日に発送をいたしました。第1回目の支給は、4月上旬を予定しているところでございます。

次に、安心こども基金についてお答えいたします。

安心こども基金についての担当課については、同じく子ども福祉課でございます。

また、笠間市の配分額とその時期はとのご質問でございますが、まず、安心こども基金の事業概要につきまして説明しますと、国からの交付金を財源に各都道府県において基金を設置し、平成20年度から23年度までの3年間の間に、保育所等緊急整備事業、放課後児童クラブ設置促進事業、家庭的保育改修事業等を実施するもので、配分額は、児童数や待機児童数により算定し、都道府県へ配分をされるわけでございます。さらに、市町村に対する配分は、地域の実情に応じて各都道府県が管轄市町村と協議して配分が決定されるものです。

次に、想定される取り組みとはとのご質問でございますが、保育所等緊急整備事業については、民間保育所の施設整備の補助を行うものであります。

放課後事業児童クラブ設置促進事業では、小学校内などにおいて教材等の保管場所として使用される空き教室などを放課後児童クラブ室として必要な建物改修、倉庫設備の設置を行うものです。また、家庭的保育改修事業では、家庭的保育事業を実施する場所に係る改修費の補助を行うものです。本市としましては、現在のところ、この基金に該当する事業がないものと考えております。

次に、介護従事者処遇改善臨時交付金についてお答えいたします。

横倉議員のご質問にもお答えしましたが、高齢者人口の増加により介護サービス給付費も増加するものと見込まれますが、介護給付準備基金を3年間で2億6,750万円を取り崩し、前期計画と同程度になるよう保険料の負担軽減を行うものであります。

また、介護従事者処遇改善臨時交付金につきましては、介護報酬改定等により介護保険料の急激な上昇を抑えるため国から交付されるものでありまして、この交付金を保険料の財源に充てることにより、平成21年、平成22年度の保険料を軽減するものであります。

また、介護従事者の賃金は、事業者と介護従事者との間で決められるものであります。今般の介護報酬改定に基づき介護サービス収入の若干の増加が見込まれますので、介護従事者の処遇改善につながるものと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 野口議員のご質問にお答えをいたします。

妊婦健診の取り組み状況でございますが、市長が施政方針で述べましたように、妊娠中の費用負担の軽減と安全な分娩を支援するため実施します妊婦健康診査推進事業において、健康診査費用の補助回数を現在の5回から、厚生労働省ですべての妊婦に対して必要とする健診回数である14回に拡大いたします。

なお、この妊婦健診は、国の第2次補正予算関連法で実施が決まり、平成21年、22年度の2年間の時限措置として決定されました。財源としましては、国庫補助2分の1と市の2分の1で負担いたしますが、市の持ち出し分については、交付税基準の算定となります。

今後も、市民の皆様が安心して妊娠、出産できるよう支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 野口 圓議員のご質問にお答えいたします。

中小企業支援策と緑の社会への構造改革の2点でございます。

まず、市内中小企業対策としましては、金融対策に対する要望が強く、鈴木貞夫議員にお答えしたとおりでございます。市の制度としましては、中小企業事業資金融資及び関連した利子に対する補助、また国や県と連携した制度としましては、緊急保証制度のセーフティーネット融資活用のために認定事務を行っております。

21年度におきましては、市独自の緊急対策新規事業としまして、市内企業の活性化を図る目的で福利厚生施設整備である託児所等の設置を行う経費に対して補助を実施してまいります。今後も、国、県の制度を有効活用し、県保証協会、商工会と連携した取り組みに

ついて継続して推進をいたします。

次に、緑の社会への構造改革についてでございます。

特に農業に関する具体策についてのご質問でございますが、緑の社会への構造改革とは、本年1月の国会におきまして公明党の太田代表が提言したものであり、現在の厳しい経済情勢の中、環境、エネルギー、そして農業を軸とした未来への投資により、景気回復につながる需要と雇用の創出を図ることを目的とした提言であります。

現在、市が取り組んでいる事業のうち、本提言に関連する農業政策については、国、県の補助事業として、省エネルギー対策支援として、施設園芸の燃料を低減するためのハウスの多層化や換気扇、低燃費の乾燥機などの導入費用の一部支援を行っております。また、21年度は、環境配慮型としまして、環境保全を図るために耕畜連携を図り、循環型農業の土づくり運動推進事業や化学肥料、化学農薬の低減を図る農家を支援するエコ農業茨城推進事業を市農政の重点事業として計画しております。

今後は、国の施策として内容等が示された時点で対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（市村博之君） 野口 圓君。

4番（野口 圓君） デマンド交通システムですけれども、利用者がまだ増加中であるというのは非常にうれしいことだと思います。このごろ余り聞かないから、上昇がとまっているのかなと思ったんですけれども、わかりました。

あと、この委託という話が聞こえてきているんですけれども、こういうことは実際にはあるのかなのか、ちょっとお伺いしたい。

定額給付金及び地域振興のことですけれども、岩間、笠間、友部の各商工会が検討されているというお話ですけれども、もう少し具体的にお話しただけでないかと。要するに、もう発送が始まって、受け付けを開始しているわけですから、そんな先の話ではないと思うんですよね。現実に1万2,000円いただいた、2万円いただいたといっても、それが税金に使われてしまったり、ほかに使われるよりも、この笠間の地域で消費に回って、それが笠間の活性化につながるよということ各所で取り組んでいるわけですから、そこら辺の振興策の具体的な時期と金額ぐらひは教えていただければと思うんですが、さまざまお話しいただきまして、今回のこの取り組みについて、何かいま一歩物足りないものを感じます。

総額的にも少ない、また1回こっきりかもしれないという不安もあります。使い道は自由な交付金という形でありますけれども、かなり急な話の展開でございましたし、突発的なものになってしまったかなとも思います。これがもう少し恒常的な財源として来れば、違った対応もあったんだろうと思いますが、常々こういうところに手当てをしたいとか、こういうものを進めたいとかという強い思いがあれば、もう少し違った展開になったかなとも思います。

また、国は、こういう施策を、今の世界不況がじわじわと实体经济に近づいてきている不況の波を何とか払拭しようとして立ち上げて、のろしを上げたわけですけれども、その1段、2段、3段のロケットの次にも、またさらに21年度の補正で大きな予算を組もうとしております。何とか日本がこの世界恐慌を食い止めるような働きをという意気込みであると思います。

また、各地方自治体が、このさまざまな交付金の手当てをどういうふうにするか、どういうふうにかかすかというのを見ているような気がするんですね。一つのこれはラブコール、国からのラブコールであって、そのコールにどうこたえるかというものを国が見ているような気が私はします。この交付金を生かして、地方の力をつけるような使い方を見せれば、確かに地方の時代だということで、大きく地方分権も変化していくのではないかなと思います。

この経済危機というものを何とかピンチをチャンスにとらえて、新たなものに力を集中してやっていこうというのが、先ほどの環境と農業という大きなテーマでございます。アメリカのオバマさんもグリーン革命というんですか、そういうふうにしていこうと、グリーンニューディールですか、大胆にかじを切りまして、世界の潮流もそういう方向になりつつあります。

笠間も、ちょうど農業に軸足を置いた施策を21年度考えておりましたので、まさにびつたし一致した「緑の社会への構造改革」を大きく進める一つのチャンスじゃないかなと思います。

具体策がまだ出てこないというふうにも思いますけれども、この「緑の社会への構造改革」について、市長の認識と、我が笠間市はこういう方向で取り組んでいくというその取り組みについて、所感があればお伺いしたいと思います。

議長（市村博之君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 野口議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

まず、初めに、デマンド交通でございますが、委託について考えているかということでございますが、既に前々から、導入のときから話をしてまいりました商工会の方と協議を進めてございます。3商工会とも内諾をいただきまして、今現在、その中身について協議を進めているところでございます。

まだまだ中身についての調整がついておりませんので、内容については申し上げられませんが、基本的な部分で受託するというので、今、進めているところでございます。

それから、定額給付金の地域振興への取り組みでございますけれども、3商工会においてというお話を申し上げましたが、まず笠間商工会におきましては、仮称ではございますが、地域振興商品券の発行について検討していると聞いてございます。それから、友部商

工会におきましては、抽選会などを検討しているというふうに聞いてございます。時期とか金額については、こちらでは把握してございません。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 緑の社会への構造改革についてということでございますけれども、世界的な経済危機の打開、また環境関連分野への集中投資で需要と雇用を創出しようという、世界各国が検討しております、いわゆるグリーンニューディール政策の日本版ということだと私は認識しております。現在、政府・与党でこれらについての施策の取りまとめを行っているようでございます。これだけ環境問題を含めて経済問題が深刻になっている時期であり、非常に時宜を得た施策ではあると思っております。

ただ、中身についてはまだ細かい部分が出てきておりませんので、それらが出てきた中で、市で対応できるものについては対応してまいりたいと思っております。

議長（市村博之君） 野口 圓君。

4番（野口 圓君） 国の施策の推移を見て、それに対応していくという対応なんでしょうけども、そうではなくて、本当は、こういう方向に笠間市を持っていきたい、こういうまちづくりをしたいというのが原点にあって、その上で国の施策を利用していくというのが、私は一つの理想の姿かなと思っておりますが、余り無理を言っても難しいとも思います。

ただ、国は、真剣に、この世界恐慌になってしまうような現在の状況を、日本の中では同じように流されないように、何とか食いとめて、元気を取り戻して、地域も人も元気が出るような体制に持っていこうと、必死になって今やっております。ですから、それにこたえるような、私は、行政の努力、対応が非常に大切なのではないかと考えているわけで、空回りにならないように、地域もしっかりそれを受けとめて、同様に日本を元気にする政策を行政から始めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（市村博之君） 野口 圓君の質問を終わります。

次に、9番村上典男君の発言を許可します。

9番（村上典男君） 休憩をするのかなと思っていたんですが、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

全部で3問あるわけですが、1問目が、人口減少の歯どめと人口定住の対策について、2問目が、世界不況の中、入札制度改正後の笠間市の景況感はどのようになったのか、3番目として、道路工事現場における交通弱者の配慮についてを伺います。

現在、我が国は世界に例を見ない急速な少子化の進展という事態に直面をしているわけですが、我が国の総人口も、初めて、しかも予想よりも2年も早く減少に転じ、人

口減少社会に突入をいたしたところであります。資源のない我が国においては、国を支えるのは人であり、次世代を担う子どもたちの育成は、笠間市においても一大事であると言えます。

そういった意味においては、笠間市においてこの2年間に624人の人口減少が認められ、これらを懸念する市長の重点施策として、本年は少子化対策を重要事務事業として位置づけをされたことは、まさに危機意識のあらわれであり、大いに施策を進めていただきたいところであります。

では、具体的に、どのような施策を行うのか伺います。

一つ目として、人口減少の歯どめ対策の具体的施策は何か、2番目として人口定住の具体的な施策は何なのか、3番目として、上記を総括した雇用に対する施策にはどのようなものがあるのかを伺います。

次に、昨年11月に入札制度が改正されて以来、建設関係業者の明暗が大きく分かれ、弱小零細企業の経営環境の悪化が叫ばれておりますが、その主たる原因に、零細企業が対象となる設計金額の少なさが指摘をされておりますが、その認識をお伺いいたします。

2番目として、建設工事をする際、受注金額にかかわらず現場代理人を1現場1人つけることが義務づけをされているようでありますが、その制度は工事価格のコストアップにつながり、最終的に市財政の健全性を脅かすものとはならないのか。さらに、低価格の工事等は、コスト高になる懸念をする優良企業は入札辞退をすることも想定をされ、特に零細企業の経営圧迫につながっていくものと考えます。早急なる改正を含めて対応が必要と考えるが、いかがか。

次に、私は一貫して地場産業育成のための施策を訴えてまいりましたが、その基本は、私自身が弱小企業の経営に携わり、経営の厳しさを肌で感じてきているからであります。企業に求められるものは、決められたルールを守るのは当然のことではありますが、これからは、人に優しく、環境にも優しく、そして何よりも社会的な責任を果たしていく企業しか、仕事量を確保し、生き残ってはいけないと考えるものであります。

そこで、お伺いいたしますが、通学路や生活道路の工事を行う際、工事現場を登下校など歩行者が通る場合、それらへの配慮ある工事をするような指導がなされているのか、2番目として、その指導をする際の工事現場の歩行者幅員と雨などのぬかるみ対策はどのようになっているのか、3番目として、上記した指導基準遵守の監督は役所で行っているのか、伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 9番村上議員のご質問にお答え申し上げます。

人口減少の歯どめ対策につきましては、少子化や定住化対策が必要であると考えており

ます。

まず、少子化対策としては、結婚、出産、子育て、教育といった各ステージにおいて安心と安全を実感できる施策の展開が必要であることから、出会いパーティーの開催支援事業、いばらき出会いサポートセンターの登録料助成事業、マリッジサポーターとの連携といった結婚支援施策の実施を、子育て教育対策としては、保育料の軽減事業、保育所、幼稚園運営及び助成事業、小中学校の英語指導の充実などを進めるとともに、安心安全な環境の構築に向けて小中学校の耐震化整備事業、妊婦健診推進事業や24時間年中無休の相談事業といたしまして「かさま健康ダイヤル24」事業などを実施してまいりたいと思っております。

次に、定住化対策でございますが、定住化を図る上では、住みやすい安心安全なまち、魅力的なまちをつくるということが必要不可欠であると考えております。そのため駅周辺整備事業や幹線道路整備事業などの都市基盤の整備を進めており、これに伴う駅周辺地を活用した適切な開発の誘導や人口の流入策の展開、さらには重要事業でありますクラフト農業プロジェクトにおいてグリーンツーリズムによる二地域居住者活動支援事業などの実施や、福祉事業、公共交通事業、防犯対策事業等を進めてまいりたいと思っております。

最後に、雇用の確保ということも非常に重要な要素となりますが、平成20年度から企業誘致推進室を設置し、新たな企業の誘致活動、既存企業の支援活動を展開しております。

特に既存の企業支援として、160社を対象といたしましたアンケートの実施、55社の参加による笠間市ががんばる企業応援連絡会を発足し、意見交換等を行っております。これらの企業誘致と支援活動が、市の継続的な雇用対策にもつながるものと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長（深澤悌二君） 9番村上議員のご質問にお答えいたします。

昨年11月の制度改正は、地域経済の活性化を目的として、条件付き一般競争入札における予定価格に対しての地域要件のうち、市内に本店を有する者のみが参加できる範囲を従前の4,000万円から6,000万円に拡大したものであり、また同時に4,000万円を超える予定価格の工事については、工事の確実な履行を担保するため、年間完成工事高が同額以上の実績書を添付するようお願いすることとしたものでございます。

これ以外の工事や経営事項審査点数をもとにした総合数値、これについては平成21年6月1日から2カ年間新たな数値に変わることになりますが、この変更等については今回の改正には触れられておらず、従前どおりでございます。

景況感についてでございますが、本年1月末の水戸財務事務所による県内経済情勢報告書によりますと、特に製造業の生産活動が急速に減少しており、下降調との景況感が報告されているところであり、市内についてもほぼ同様な状況にあるものと思っております。

入札制度の一部改正が、直接的に中小零細企業の経営悪化に影響を及ぼしているものとは認識をしておりません。

二つ目の質問でございますが、建設業法上は現場代理人の常駐義務はありませんが、中央建設業審議会が作成した公共工事標準請負契約約款の中で常駐を義務づけていることを受け、全国の各地方公共団体でも同様の規程を設けているものであります。笠間市においても、笠間市建設工事執行規則で常駐を義務づけているものであります。

この中央建設審議会は、建設業法第34条に基づき昭和24年に設置されたものであり、建設工事の標準請負契約約款について、公正な立場から請負契約の当事者間にその採用を勧告することなどを任務としている機関でございます。

常駐義務の主たる目的は、発注者または監督員との連絡に支障を来さないためや、現場で緊急に対応する必要がある場合等のために、代表者にかわって責任を持った者が対応する必要があるためでございます。公共工事の性格上、この点は欠かすことのできないものと認識しております。

議長（市村博之君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、私の方から、村上議員のご質問、道路工事現場における工事弱者への配慮についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、最初に、登下校の歩行者への配慮についてでございますけれども、請負業者に対しまして、施工方法、それから施工監理、さらには交通安全管理などにつきまして施工計画書を出させまして、その施工計画書に基づきまして、安全な歩行者通路の確保をし、工事を施工させているわけでございます。具体的には、交通誘導員を配置いたしまして、歩行者、車両の誘導に当たらせているようなところでございます。

次に、現場における歩行者の幅員、それからぬかるみ対策でございますけれども、歩行者の幅員につきましては、1.5メートルを確保したいと考えているわけでございます。しかし、現道拡幅の場合などにおきましては、道路を開放しながらの工事ということでございますので、自然現象や工事の内容によりまして対応がし切れず、利用者の皆様方にご不便、ご迷惑をおかけすることが避けられない場合というのもございます。

続きまして、指導基準の遵守についてでございますけれども、請負業者によっては認識に差があるということでございまして、請負業者が決定した段階で指導をいたしているわけでございます。また、工事現場におきまして、不適切な箇所があったような場合につきましては、その都度指示をいたしまして、その指示に従わない場合におきましては、私の方から改善命令などを出しながら対応を講じているところでございます。

今後も、さらなる安全対策を講じるよう指導をいたしまして、特に歩行者、それから自転車利用者の方々に対する安全確保については、十分配慮するようなことで指導してまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩といたします。

なお、11時10分に再開いたします。

午前10時56分休憩

午前11時11分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番西山 猛君が着席いたしました。

村上典男君。

9番（村上典男君） 2回目の質問をいたします。

1番目の人口減少の歯どめと定住の対策についての続きであります。塩田部長は3月いっぱいなんだよね、正直言って。参考になるかどうかわかりませんが、後任の方にもぜひお伝えいただきたいんですが、静岡県長泉町というのがございます。ここでは、平成12年と17年の人口増加率が7.1%、出生率が1.68、全国の平均を大きく上回っております。実はここは世界的な注目を集めている都市というふうに言われております。

その政策にもいろいろあるんだと思いますが、ある意味で、この長泉町の取り組みも、この笠間市の取り組みも、非常に似ているところがあるわけですが、これから笠間市にぜひ皆さんにお願いをしたいのは、せっかく市長がここまで重点事務事業として取り組むわけですので、市民みんなが少子化問題を共通認識として持てるような啓蒙活動というのをぜひやっていただきたいと思います。せっかくいい施策をつくっても、それがお題目だけになってしまいますと、なかなか結果が出ないことになりますので、いろいろな意味において市民みんなに啓蒙活動をして、市としてはこういう方向性でやっているよというようなことをぜひ働きかけをお願いしたいと思います。塩田部長、あと残り10日ぐらいありますから、きっちりと次の者にお伝えいただきたいなど。これは返答は結構でございます。

次に、2番目の入札制度の問題であります。景況感の部分で、先ほど総務部長は、地域の経済の活性化対策の一つとして、11月に入札制度が改正されたとあるわけですが、せっかく入札制度を改正されたわけですので、その観察眼ですね。それでぜひ観察をして、肌で感じていただきたいなと思います。

続いて、2番目の現場代理人の話でございますが、私の記憶やいろいろな人の聞き取りですと、昔は工事現場を二つぐらいかけ持ちすることができたんだという話を聞きますが、それは法律が施行される前の話だということなのか、それとも昔はインチキやっていたということなのか、それが1点です。

それと、これは例題ですが、仮に笠間市の単独の仕事が100万円だったと仮定をして、県の仕事が5,000万円だと仮定をして、それは同時にできないということになるのか。

それと、例題の2として、仮に5,000万円の仕事をとった場合でも現場代理人が1人、

100万円の仕事をとって現場代理人が1人と、やはりコストはかかるわけですね。ですから、その辺のところの考えをお願いしたいと思います。

3番目の交通弱者の配慮についてですが、なぜ私がこういう質問をしたかといいますと、基本的には、地元のあらゆる企業といいますか、笠間市に息づく企業の方々には、倒産することなくしっかりと繁栄をしてもらいたいという思いがあるわけでありまして、前々から、友部の川上町長の時代に、極端な言い方をすれば、友部の建設業者が全部死滅しても全く影響はないと、住民の生活に影響はないというようなことを言った時期がございます。しかし、それを裏返したことを考えますと、つまり笠間市のいろいろな企業の方々が生き残っていくためには、ある意味できちりと社会的な貢献をしなければいけないということなんですね。つまり今、自治体によっては総合評価入札制度というのを導入している動きがあります。これは入札の価格以外に、その企業が社会的な責任をどれだけ果たしているかということなんですね。

例えば障害者の雇用をしている、あるいは男女共同参画への取り組みをしている、あるいは福祉や少子化への取り組み、さらには議会活動だとか、地域ボランティアだとか、そういうものにも積極的に参加をしていますよというものが加点をされ、評価をされた中で、その総合評価入札制度というものがあるんだそうでございます。

そういうものも大阪市なんかでは一部導入が始まっているようでありまして、そういうものに対して、さっきの道路交通弱者の問題も含めて、そういうものもかんがみたときに、こういう制度というものも必要なのかなと私は個人的に思ったんですが、その辺の検討やなんかをされたことがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（市村博之君） 総務部長深澤悌二君。

総務部長（深澤悌二君） 入札制度のご質問にお答えいたします。

現場代理人の関係でございますが、例えば単独で市が100万円、県が5,000万円、それから市の事業で5,000万円事業と100万円の事業でそれぞれ現場代理人が必要ではないかというようなこと、また以前の現場代理人が二つ兼務であったということがどうなのかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、昭和24年にこの制度ができて、それに基づいた標準約款に基づいて契約をしているわけでございます。そういう中にあるのは、そういうものがあつたかということ、それは慣例で間違つてそういうことがあつたのかなと感じております。原則的には、当然、その約款に常駐義務ということがありますので、常駐が原則であるというふうに考えております。

また、2問目、3問目についても、その考えと同じように常駐義務があるというふうに考えております。

それと、建設部長の方で答えるべきことでございますが、総合評価方式については、今年度導入し、1回実施しております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、村上議員の2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

先ほど村上議員言われましたように、人に優しく、環境に優しくという、私も全くそのとおりだと思います。幾ら私どもで基準を設けておきましても、それなりの配慮がなければ何もならないと考えているわけでございます。

そういう中では、私どもとしましては、地域住民に対する配慮、心の問題が一番重要になってくるのかなと思いますので、その辺については十分指導してまいりたいと考えているわけでございます。

地元業者育成という名のもとに私どもやらせていただいておりますけれども、それを誤解をしてはいけないのかなと私感じているわけでございます。やはり毅然とした態度で、だめはだめ、いいはいいということで毅然とした態度をとることが地元業者育成につながるというふうに私は考えておまして、現在、都市建設部の職員に対しましてそれを周知をいたしまして、徹底を図っているところでございます。

それら地元業者が私どもの指示に従わないということになりますれば、それなりのペナルティーも辞さないような考えで、きちんとやっていきたいと考えております。先ほど議員言われるように、それが地元企業の育成というふうに私は考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 村上典男君。

9番（村上典男君） そのとおりでございます。今、部長が最後におっしゃっていたとおりでございます。笠間市の企業がしっかりと成長して、きちりと税金を払って、この笠間市発展の大きな原動力になるというのが私も一番望ましい姿だと思っております。そういう笠間市の仕事をとる業者さんにおいては、きちんとルールを守り、そして先ほど言ったような社会的責任をしっかりと果たせるよう、これは業界にもきちりと指導して、今後とも続けていただきたいなと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（市村博之君） 村上典男君の質問を終わります。

次に、2番石田安夫君の発言を許可いたします。

2番（石田安夫君） 2番、通告いたしました順に従いまして一般質問を行います。

初めに、本市の小中学生の携帯電話所有、利用の実態、学校への持ち込みの禁止についての取り組みを伺いたい。

本市の小中学校の携帯電話の所有、利用の実態、学校への持ち込みの禁止についての取り組みを伺う。

全国で約4万件に上る学校裏サイトで、同級生に対する誹謗中傷が横行していることが、いじめの一因になっていることなど指摘されている。子どもが被害者にも加害者にも

ならないような情報モデル教育の充実も要請されるが、取り組みについて伺う。

保護者においても、悪質サイトの閲覧を制限するフィルタリング機能やブログの実態など保護者が理解していない実態もある。対応を伺いたい。

次に、通学路の安全対策について伺います。

通学路は、一般道、生活道でもあります。施政方針の中でも、生活道の整備は交通危険箇所や緊急車両の通行不能箇所などの緊急性の高い路線を最優先に整備するとございます。もう既に工事に入っているところもございしますが、通学路の危険箇所は、一昨年約710数カ所と伺っております。防犯灯の設置、不審者に対する安全対策などにより改善されていると思われませんが、ここでは道路の整備や改善について伺います。

1、昨年の市全体の危険箇所改善について伺います。

2、本年の危険箇所改善の予定について伺います。

最後に、文化人、芸術家の転入について伺います。

今、まちづくりの学問で、最も高い評価の「創造都市論」というものがございします。都市そのものが創造的な産業や芸術を生み出すためにどんな人材が必要か、あるいはどこに投資をすべきかといった研究をしております。簡単に言うと、いろいろな人材を集めて、都市そのものが創造的な産業や芸術を生み出すものにかえることであります。本市は、創造都市になり得ると私は考えております。

そこで伺います。

笠間市は陶芸家が多数おりますが、勉強して他県や他市に転出してしまおう方が多く見受けられます。また、笠間市の陶芸家は、割と山の上、また山の中に点在しております。大変インフラ面で随分苦労をしたと思われします。

そこで、山の上または山の中に、陶芸家を含めた文化人、芸術家の1区画、約500坪の団地をつくり、文化人、芸術家の転入を推進し、笠間市文化の進化を図り、未来の笠間市の発展の基盤をつくってはと考えます。これは市長の見解を伺いたいと思ひます。

以上、1回目の質問を終わります。答弁により、2回目の質問をいたします。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 石田議員の質問にお答えいたします。

文化人、芸術家の転入をとということでございしますが、旧笠間市、今の笠間地区では、ご承知のとおり昭和40年代に芸術村、窯業団地の建設によりまして、土地を分譲し、市外、県外から芸術家や陶芸家を誘致した経緯がございします。この方々によりまして、笠間市の文化連盟の牽引役となって笠間市の文化芸術の振興に寄与したという経緯があるわけがございします。

また、焼き物の陶芸家の方にも、県の窯業指導所においては笠間焼の人材育成事業を実

施しております、研修終了後、市内の窯元に勤務する方や独立する方などもかなり多くいらっしゃいます。将来有望な笠間焼作家の育成に、窯業指導所においては貢献をさせていただいております。

また、笠間には、そのほか著名な文化人、芸術家の方が訪れており、市民への文化振興に貢献されていることから、さまざまな方々との交流により文化意識が高まることも非常に重要だと考えております。

市としましては、今後、窯業指導所などと連携をとりながら、修了生の市内への定住に努めていきたいと考えております。

また、笠間市出身者で、ことしの賀詞交歓会にも出席いただきましたけれども、各界で活躍されている方も多数いらっしゃいます。さらには、笠間ファン倶楽部という中で、会員になっていただいている方もいらっしゃいます。そういう方々にも、笠間のよさというのを引き続きPRしていきたいなと思っております。

それと、議員のおっしゃる、陶芸家が笠間で修業して、その後市外に流出しているだろうということだと思います。確かに、笠間に独立することよりも、土地の確保等がしやすいのかなと思うんですが、近隣の市町村で最近独立している方が非常に多くなっている傾向がございます。そういう意味では、人材を流出させてしまうということは、非常に笠間にとっては大きな財産を失うようなものでございます。この方々を笠間で独立なり何なりしていただくように、市が間に入って、土地のあっせんというか、紹介といいますか、そういうことによって定住化をしていただくと、そういうシステムは現在ございませんので、それらについて仕組みづくりを考えて取り組んでまいりたいと考えております。もちろん陶芸家の方に限らず、さまざまな分野の方も含めて考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 石田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、笠間市小中学生の携帯電話の所有率でございますが、調査時期はそれぞれの学校で異なりますが、昨年実施した学校の調査結果によりますと、小学校では9.7%、中学生では46.0%でございます。学校への持ち込みにつきましては、携帯電話普及当初から本市ではすべての学校で持ち込み禁止ということにしております。

次に、情報モラルの教育についてでございますが、ネットによる誹謗中傷などはなかなか発見しにくく、その未然防止には情報モラルの教育が重要です。学校におきましては、コンピューターを使う授業を実施しておりますので、それに合わせて携帯電話についての指導に力を入れております。小学校では、学級活動や総合的な学習の時間に、中学校では技術科の時間を中心に、学年に応じた情報伝達の安全性とマナーなどについて指導してお

ります。

携帯電話の使用につきましては、保護者の対応が最も重要です。笠間市のすべての中学校におきまして、保護者と生徒を対象として、茨城県PTA連絡協議会のメディア教育指導員などによる講習会を実施し、携帯電話のルールやマナー、危険な側面やトラブルの対処方法などについて理解啓発に努めているところです。また、小学校でも、このような講習会を本年度は7校で開催しております。

なお、フィルタリング機能の活用ですが、先ほど申し上げました調査によりますと、携帯電話所有者のうちフィルタリングをかけている割合は、小学校では43.3%、中学校では30.7%でございます。まだまだ保護者の携帯電話の危険性の理解は不足している現状でございます。

教育委員会といたしましては、去る1月14日に第1回目の教育委員と各学校のPTA役員さんとの協議会を持ち、携帯電話についての家庭での対応や教育委員会としての対応のあり方について検討をスタートいたしました。

携帯電話についての価値観や対応は、家庭によって実に多様でございます。これらの協議を通して、笠間市全体で取り組む指針等を作成してまいりたいと考えております。

今後とも、携帯電話のフィルタリングばかりでなく、情報モラルの向上のための保護者の理解啓発に努めますとともに、各学校での指導の強化を図ってまいります。

以上でございます。

議長（市村博之君） 教育次長加藤法男君。

〔教育次長 加藤法男君登壇〕

教育次長（加藤法男君） 2番石田議員のご質問にお答えいたします。

通学路の危険箇所の改善等でございますけれども、通学路につきましては、各学校長が、児童生徒の通学の安全を図るため、学区の交通、防犯、防災及びその他の環境を適切に把握しまして、保護者と相談の上、通学路ということで毎年指定するものでございます。通学路の危険箇所、見通しが悪いとか、交通量が多い、道幅が狭い、街路灯がないなど、また不審者が出没したというような箇所でございますけれども、これらのうち交通量が多いとか不審者の対応につきましては、学校を初めとして、警察やスクールガードリーダー等、また地元関係者、保護者の協力を得て、子どもたちへの注意、指導を行いながら安全確保に努めているというのが現状でございます。

また、道路の改良、信号、横断歩道、防犯灯などの安全施策の整備につきましては、学校や地元の区長さんからの要望に対しまして、関係各課と協議しながら危険箇所の解消に努めているところでございます。

改善箇所でございますけれども、平成20年度における改善箇所、改善の内容ですが、防護さくや区画線、カーブミラーの設置、除草、舗装の打ちかえなど、約90カ所の改善を行

っていただいたところでございます。また、防犯灯につきましても、今年度については80カ所を行っております。さらに、通学途上の草が生い茂ったり木が生い茂っているようなところにつきましては、建設業協会のボランティア作業によりまして、今年度も例年どおり実施をしていただいたというところでございます。

次に、21年度における通学路における危険箇所の改善予定でありますけれども、各課と調整をして、20年度と同じ程度、危険箇所については90カ所程度、防犯灯につきましても、予算計上してあるように80カ所程度をお願いしているという状況でございます。

以上です。

議長（市村博之君） 石田安夫君。

2番（石田安夫君） いろいろとありがとうございました。

携帯電話の方は、了解いたしました。やはり地域と話し合いをしていっていただきたいと思っております。

また、通学路に対しても、去年も90カ所、ことしも90カ所ということで答弁をいただきましたので、これも了解いたしました。

3番目の文化人、芸術家の転入についてということで、ちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

市長の答弁は、はっきり言ってわかりますけれども、転出してしまうというのも本当に残念で仕方ないんですが、もう一方、これはちょっとある文書なんですけど、さっきもちょっと触れたんですが、創造都市というか、要するに新しい都市、新しい地域社会をつくるのには、いろいろな方が来ていただいて、先ほど村上さんが言った少子化対策というか、どんどん人口が減ってしまうというのがありますが、いろいろな方に来ていただいて、新たな産業を生み出していこうという流れが、今、京都とか、大阪とか、愛知とか出てきているんです。

その中で、ちょっと古い話なんですけど、昭和恐慌のときに京都市がやったことというのは、約80年前なんですけれども、観光案内所をつくって、観光課はその当時はなかったわけですよ。そのリーダーがそれを実現して、今、振り返ってみると、京都は5,000万人の観光客が来ているわけですよ。

また、笠間市でも、そういう芸術家というか、何年か前やっていただいて、ある程度の形はできたんですけれども、もう一歩違う、いろいろな方が、クールシェヴェールの音楽家とか来ているし、いろいろな方が交流をしている。合気道もそうですね。そういう方たちが笠間市に来ている。また、いる。それを含めて、もっといろいろな方が来ていただけるように、転入していただくような形を、仕組みをつくると市長は言いましたけれども、笠間市は文化人、芸術家の転入を推進していきますよとホームページに提示したり、いろいろな形で新たな産業を生み出すようなことを考えた方が私はいいと思って、このご意見を申し上げたんです。

一応、仕組みをつくってという話でございましたので、これ以上は申しませんが、やはりいろいろな芸術家、陶芸家もおりまして、笠間市の、ちょっと言いましたけれども、山の中に点在している。であるならば、そういう場所を設けて、50世帯ぐらいの範囲で、「ああ、笠間市はこういうことをやっているんだ」、そういうものがある意味で観光客にもPRにもなるし、そういう部分でご意見を申し上げたんですが、ちょっと話がまとまらないんですが、それが一番大事ではないのかなと思っております。それが、要するに笠間市の未来をつくっていく一つの基盤になるのかなというのがあります。

これは答弁は必要ないんですが、そういう思いで私は一般質問いたしましたので、これで終わります。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） お答えを申し上げたいと思います。

先ほど村上議員の質問の中でもありましたけれども、人口の減少の中で、定住化、さらには交流人口の拡大というのは、私も、笠間にとって必要なことであり、一つの大きな課題だと思っております。

笠間に来ていただいたり、笠間に住んでいただくには、やはり笠間のよさ、魅力、そういうものをしっかりアピールしていくことも必要だと思いますし、しからば笠間に来た場合にどこに住むんだということも当然あると思います。そういう住みやすい場所の情報の提供やら、あとは先ほど申しましたように、特に陶芸家、芸術家の方々が笠間に住む場合の仲介というか、間に入っているいろいろな紹介ができるような、そういう仕組みをしっかりとつくっていきたいというふうに考えております。

私にはまだ任期1年ありますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

議長（市村博之君） 石田安夫君の質問を終わります。

次に、3番蛭澤幸一君の発言を許可します。

3番（蛭澤幸一君） 通告に従いまして一般質問を行います。

1としまして、観光推進マネジャーについて、（1）位置づけ及び役割は、（2）につきまして、1年間の成果はどうか。2につきまして、菊の栽培所について、現状はどのようになっているのか、今後の管理運営はどのように考えているのかということで、順を追ってご質問をいたします。

観光マネジャーの位置づけ、役割についてですが、今回の委託につきましては、民間の人材を活用し、行政とは違う発想の視点から笠間市の観光等の強化を図るという意味合いで、観光推進マネジャーを導入したと考えられます。当然のことですが、導入以前に担当部局を初め、関係団体等との協議検討をしてきたとは思いますが、そのような中で、観光推進マネジャーの位置づけ、役割はどのようになっているのか。また、位置づけ、役割の

中で1年間活動をしてきた中で、成果として見えたのは何かあるかをお伺いします。

昨年の3月、市長が施政方針の中で述べておりますが、観光プログラムの開発、人材の育成、民間の機能を活用した観光商品の開発や地産地消の創出を図っていくということを述べておりますが、この内容の中で成果として見えるものはあったかどうか。

といいましても、1年間の短い期間でしたので、成果としてはなかなか見えない部分もあるとは思われますが、何か成果がありましたら、お伺いをしたいと思います。

観光推進マネジャーについて、あと1点お伺いします。

産経部長は、10数年間にわたり観光の行政に携わってきたと思われませんが、その豊富な経験で培った視点で、今は成果としては見えないが、観光推進マネジャーを委託したことにより、今後笠間市の観光が変わると思われるようなことがありましたら、お聞かせを願いたい。

次に、菊栽培所の現状についてお伺いいたします。

現在、常時で何名の方が仕事をしているのか。また、人件費、土地の貸借料、光熱費等を含んだ運営管理に要する費用の総額は幾らか。また、菊栽培所で栽培をしている菊の数は、名前がちょっと間違ってもわかりませんが、懸崖、立ち菊、小さい植木鉢のようなもの、ポットマムというんでしょうか、その各種類の鉢数は何鉢か。

あと1点、この間特別予算委員会で課長の方からお話が出たと思うんですが、現在も華道家の假屋崎先生に菊の提供をしているのか。その菊の鉢数は何鉢ほど提供しているのか。

以上で1回目の質問を終わりにしますが、菊栽培所の運営については、菊栽培所の現状の答弁後に質問いたしますので、よろしくお伺いいたします。

議長（市村博之君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 3番蛭澤議員のご質問にお答えいたします。

本市は、歴史的資源、芸術文化を初め、自然環境を背景とした多くの観光資源に恵まれております。本市の観光は、イベント型観光から、笠間の歴史や文化、学びや体験、健康やいやしを与え、年間を通して観光客を誘致できる通年型観光を目指しております。

昨年4月から、民間の柔軟な発想により観光プログラムの開発や人材育成、民間機能を生かした観光商品の開発や地産地消の創出を図るため、専門的な経験を有する観光推進マネジャーを導入いたしました。

主な業務としまして、観光資源の発掘と活用、観光客集客のための企画、さらに観光ルート設定や商品の企画、また観光協会の運営に対する支援などがございます。

1年間の成果について、主な内容でございますが、現在の把握と観光施設に対する改善提案、北関東道開通に伴う先行宣伝として首都圏のバス旅行会社23社に対するPRと旅行商品の提案、JRと連携した笠間の特性を生かした商品の企画と販売、スカイロッジ宿泊企画の提案などを実施してまいりました。さらに、観光協会や旅館料亭組合と連携した旅

行商品の企画や収益の改善などについてアドバイスを実施してまいりました。

特に、通年型観光地を目指す上において、課題である旅行商品の販売の仕組みづくりの面から、観光協会の旅行業への登録の必要性を提案してまいったところでございます。

今後につきましては、笠間市観光振興基本計画の基本理念である「文化体感都市笠間」、
「文化と感動に出会えるまち」の実現に向けて、地元にある隠れた食、文化、農業体験等の観光資源を地元で商品化する着地型旅行商品として、豊富な歴史・文化体験観光、ふれあい交流型観光、食をテーマにする観光などを企画し、さらに農商工連携による商品の開発等を関係機関と連携し、観光産業の基礎づくりと経済効果を高めるための業務を推進してまいります。

続きまして、菊栽培所の件でございます。

市の菊栽培所で栽培されている大菊、中菊等約2,000鉢が生産され、稲荷神社周辺の商店街、観光拠点施設を中心に市内を装飾しております。さらに、神社と連携して首都圏やJR主要駅、サービスエリアなどの展示や、華道家である假屋崎氏が東京で実施しているフラワーショーに笠間の菊として提供し、PRに努め、誘客を図っております。

菊栽培所の現状でございますが、菊栽培所は、以前の場所が手狭になり、昭和63年に現在の位置に移転しました。敷地面積は約25アールで、周辺を山に囲まれた場所で、市の職員2人と菊づくりのベテラン職員である嘱託職員の計3人の体制で、繁忙期においては作業の一部をシルバー人材センターに委託して栽培しております。

しかし、嘱託職員の高齢化に伴い、菊栽培の後継者育成が、ご指摘のとおり課題となっているところでございます。

今後の管理運営についてですが、笠間の菊まつりを継続するためにも、菊づくりの技術を絶やすことはできませんので、関係各団体や関係者で組織している笠間の菊まつり連絡協議会や専門的に栽培している愛好家、菊づくり講習会で人材の育成、さらに菊づくりに関連する専門的な機関との連携や技術交流を図りながら、菊栽培の体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

それから、菊栽培所の中でどういう種類をどのぐらいという話でございますが、種類につきましては、大玉が90鉢でございます。それから、立ち菊でございますが、中と大がございまして500と600、それからクッションマム300、それから懸崖、これも小、中、大でございますが、150、40、60ということで、約2,000鉢前後をつくってございます。

それから、栽培経費でございますが、全体では2,173万4,000円ほど、そのうち管理経費が423万2,000円、また人件費、これは職員2名分、臨時職員含めて1,750万2,000円かかってございます。

それから、假屋崎さんの鉢数でございますが、きちっとした正確な鉢数は確認してございませんが、トラック2台程度ということでご了解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、午後 1 時に再開します。

午前 1 1 時 5 6 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番鈴木裕士君、9 番村上典男君、17 番町田征久君が所用のため退席いたしました。

蛸澤幸一君。

3 番（蛸澤幸一君） それでは、2 回目の質問を行います。

先ほど観光マネジャーの成果等についてお伺いしたんですが、若干わからない部分があったものですから、もう一度、委託したことにより観光が変わると思われるようなことがあればということでも結構ですから、答弁をお願いします。

観光推進マネジャーについては、その件をお伺いできれば、21 年度も予算書を見ますと委託するということになっておりますので、今後、担当部局、関係機関と連携を図りながら、笠間市の観光が年間を通じ観光客を誘致できる通年型観光を目指して努力していただくとともに、委託の成果が見えることを期待をいたしまして、観光推進マネジャーについては次の質問はいたしませんので、よろしくお伺いいたします。

次に、菊栽培所の今後ということでお伺いしますが、先ほど 1 回目の質問の中で費用等お伺いしました。単純に逆算をしまして、1 鉢約 1 万円程度かかっていると思います。ほとんどが人件費ということで、単価的に高くなっているのかと思いますが、私が聞いた中では、今現在、観光協会に委託として、菊の栽培ということで 100 万円だったと思いますが、市内の方に観光協会から菊をつくっていただくために委託されていると思いますが、聞くところによりますと約 200 鉢、単純に逆算しまして 100 万円で 200 鉢といいますが、懸崖とかいろいろな種類がありますから、一概に安い高いは言えないと思うんですが、5,000 円程度でできると。そのようなことを踏まえまして、今後の菊栽培所の運営についてお伺いをいたします。

2 年前から笠間市の菊まつりとしまして、笠間稻荷神社や観光協会とともに、菊まつりの充実と、より一層の集客力の拡大を目指し、笠間の菊まつり連絡協議会を設立したのではないかと考えられますが、菊まつりは、笠間市にとって秋のイベントとして、匠のまつりとともに観光客を誘致できる行事であると思われれます。そのような中で、今後、菊栽培所を現在運営しておりますが、その役割としては、今まで以上に非常に重要になると考えられます。

そこで、お伺いをいたします。

現在の菊栽培所の運営管理方法で対応できるのか。金銭的には、人件費が含まれますから、金銭的云々は言いませんけれども、人的に、私が知る限りでは、懸念される点とし

しては、現在そのリーダー的存在で、私の記憶では、私が小学生の低学年ですから、50年程度その方は菊づくり一本でやっている記憶がございます。その方が、何らかの事情、体調を崩したり、今、聞くところによりますと奥さんが若干ぐあい悪いという話はちょっと聞いておりますが、そのような事情でその方が菊栽培所の現在の業務に携われなくなったときに、現状、先ほど言いました職員2名ということですから、一人は私の同級生がおりますから、あと2年。その方は、ちょっと失礼な言い方をしますと、今後その菊栽培所でリーダー的存在でできるような方とは思いませんし、前に聞いたときには、定年になったらやめるよと、菊栽培所は大変だから嫌だよという話を聞いておりますので、その50数年やっている方がリタイア、何かが事情でできなくなったときに、これから笠間の菊まつりということで重責を担う中で菊栽培所の運営管理ができるのか。私の中では、そのような条件から早急な見直しが必要ではないかと考えられます。その点についてご回答をお願いします。

前向きな回答をいただければ、3回目の質問としては行いませんので、その辺を踏まえましてよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（市村博之君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 先ほどの中で答弁漏れがございました。観光推進マネジャーを介しながら笠間の観光が変われるのかという、大事な質問の答弁漏れがございました。

まず、ここ1年の成果の中で、雰囲気的な、感覚的な話になりますけれども、観光というと非常にすそ野が広い、PRだけしていればいいものじゃなくて、やはり底辺を支える旅館料亭、飲食、タクシー、いろいろな業界の部分で研修会等々っております。

また、笠間ファン倶楽部の中に、「観光マネジャー小沢に聞け」というようなコーナーもございまして、いろいろな反応があって、業界そのものの耳が、行政の職員よりもプロの職員の意見の方が、聞く耳を持っているというところとちょっとあれなんですけれども、そういう感覚がございます。そういう中では、変われるというように確信をしているところでございます。

それから、菊栽培所の今後ということで、幾つかあったのでございますが、まず、囑託職員が大分高齢化しているんじゃないかと。今現在は、元気に、何ら支障もなく動いていただいております。奥さんちょっとぐあいが悪いという環境もございますが、現在のところ仕事に支障のない状況の中で、精いっぱい頑張っているのが現状でございます。

しかし、高齢には勝てないというのも現状ではなかるうかなという気がします。そういう中で、市の方の今後の方針はどうなのかということでございますが、先ほど冒頭申しましたように、委託という形にはできないと思います。やはり笠間の菊まつりという中で、

安定して菊を供給するという使命を持っているものですから、当然、その辺の様子を見ながら、高齢化という様子を見ながら、また市内には菊栽培の菊花連盟の評議員で自分で菊つくっている方もおります。そういう方にも打診といいますか、様子を見ながら、後継者の確保という視点からも考えながら、継続して安定して菊を供給できる体制づくりをきちっとしていきたいと考えているところでございます。

それから、委託料の100万円と言いましたが、105万円で、造園協会を介しまして、市内の生産農家から200鉢を買ってございます。それは搬入、搬出、展示まで含めての話なんですけど、観光協会がやっていることなんですけれども、そこに市の方で補助金を出しているということの中で進めております。これは菊栽培所が約2,000鉢で満杯といいますか、マックスといいますか、限度という中で、不足分を生産農家がつくったものを造園協会を介して市内の公共施設等に展示をしているというのが現状でございます。

それから、連絡協議会の話でございますが、第100回の菊まつり、去年、今から言うところと一昨年になりますね。笠間稲荷神社の菊まつり、笠間稲荷の菊まつりということで従来99回まで開催して、100回から笠間の菊まつりということで、稲荷の冠を取りまして、オール笠間の中で進めてきた。その背景には、笠間市の花も菊ということもございまして、友部は大きな県の銘柄産地ということもございまして、オール笠間で進めていこうということで、この菊まつり連絡協議会につきましては、観光協会、3商工会、それから稲荷神社、市では副市長も入ってございます。それから、門前通り商店街、おかみさん会、仲見世、教育委員会、農協、石材組合、焼物組合、飲食店、旅館料亭、酒造組合、美術館等々、全部で24名の方で構成された菊まつり連絡協議会が発足してございまして、笠間の菊まつりをどうしようか、オール笠間でどうしようかという中で動き出しているところでございます。

昨年、101回になりますけれども、菊回廊とか、高橋町の中心商店街をホコ天にしながら、あそこであかり展をやったり、いろいろな動きをしてございます。

その大きな中では、神社が変わってきたと。神社も、夜、無料で裏の菊の展示場といいますか、そこを開放したりしまして、雅楽なんかの演奏をしてくれたり、大分夜の菊まつりも好評でございます。そういうように、この菊まつり連絡協議会の設置、あるいは成果の中で、大きく変わってきたのが現実でございます。

ことは3回目、102回目ですか、設置して3回目ということになりますので、その辺ももっともっと充実できるのかなという気がします。

以上でございます。

議長（市村博之君） 蛭澤幸一君。

3番（蛭澤幸一君） 懇切丁寧なる答弁ありがとうございました。

私が今聞いた中では、菊栽培所の件につきましては、見直しを図っていきたいというように私はとらえましたので、その件が確認できましたので、3回目の質問をやめまして、

以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（市村博之君） 蛭澤幸一君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（市村博之君） 本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あす19日の本会議は開始時刻を繰り下げ、午後2時から開きますので、時間厳守の上ご参集ください。大変ご苦労さまでした。

なお、この後直ちに全員協議会を開きますので、議員並びに執行部は全員協議会室にお集まりください。

午後1時13分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署 名 議 員 常 井 好 美

署 名 議 員 海老澤 勝 男